

〔平成29年和光市議会3月定例会 追加議案の概要：議案第27号～議案第28号〕

議案第27号	和光市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担当	情報推進課

【目的】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正に伴い、所要の規定の整備をするため、和光市個人情報保護条例（平成12年条例第49号）及び和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）を改正するものです。

【内容】

1 番号法第26条が追加された事により、和光市個人情報保護条例の一部に生じた条ずれを改正するものです。

2 番号法改正で第19条第8号が追加され、地方公共団体が条例により独自に個人番号を利用する場合においても情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となったことに伴い、情報提供等記録（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報）の訂正等があった場合、条例で独自に定めた事務関係情報照会者や情報提供者に通知する規定を追加するものです。

なお、和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正（平成27年条例第18号）において、番号法に規定された事務については、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する規定を設けたところですが、施行日については、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日としており、施行日前のため、同改正条例を改正するものです。